地域支援課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2152

あなたと行政をつなぐ新しい行政相談委員をご紹介します

4月1日から「内田恒雄」さんが総務大臣より行政相談委員に委嘱されました。毎月、定例相談を行っておりますので、国・県・町の仕事について疑問や要望などがあるときは、お気軽にご相談ください。

(相談日時は、広報内「各種無料相談」でご確認ください。)

行政相談委員とは

国の行政全般について住民の皆様の苦情や意見・要望をお聴きし、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図ると共に、皆様の声を行政の制度及び運営に反映させるよう努めています。

町民課からのお知らせ

問 TEL0493-62-2154

4月から国民年金保険料額が変わります

令和7年4月から、国民年金保険料は月額17、510円(前年度より530円引き上げ)となります。

保険料は一人当たりの賃金の伸び率・物価に応じて改定されます。

年金を支える力と給付のバランスをとるために、皆さまのご理解をお願いいたします。

保険料の二重納付にご注意ください!

初めて口座振替による前納申し出をされた場合、システム処理の時期によって、現金で納める納付書が届いてしまう可能性があります。前納保険料が口座振替される前に現金で納付された場合は、現金納付が優先され、口座振替による前納割引を利用することができなくなりますのでご注意ください。

(口座振替分については、後日、日本年金機構より還付手続きについての案内が届きます)

納付方法について確認されたい場合は、川越年金事務所へお問い合わせください。

問川越年金事務所
TEL049-242-2657

保険が変わったら必ず届出を!

社会保険や共済などの健康保険の資格がなくなり国保に加入するときは、原則として14日以内に届出が必要です。国保に加入するときは、前の保険の喪失日がわかる証明書をお持ちになり、速やかに手続きをお願いします。

なお、ご本人と同時に国保加入する扶養親族がいる(同じ保険証等を使っている)場合、親族の方のお名前と喪失日が併せて記載されている証明書が必要です。また、社会保険に加入して、国保を脱退するときも届出が必要です。届出がないと、保険に二重加入していることとなり、被保険者の方が保険税を二重負担することになってしまいます。社会保険に加入した場合は、新しい社会保険と国保両方の、保険証、または資格確認書、資格情報のお知らせのいずれかをお持ちになり、手続きをお願いします。なお、マイナ保険証をご利用の方で、マイナポータル上で喪失日が分かる場合は、マイナポータル画面を印字してお持ちいただくことでも、お手続きが可能です。

国民年金保険料を後払いできる学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納める義務が発生します。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、保険料を後払いにできる「学生納付特例」の制度があります。

○申請手続きについて

次の必要書類等をご準備の上、町民課またはお近くの年金事務所にてお手続きください。

①学生証(在学期間が確認できるもの)または在学証明書
②基礎年金番号もしくはマイナンバー
③会社などを退職されて学生となった方は次のいずれかを添付する必要があります。

▼雇用保険被保険者離職票
▼雇用保険受給資格者証
▼雇用保険被保険者資格喪失確認通知書

○申請におけるポイント

▼申請期間および承認期間:申請は年度ごとに必要となり、令和7年度の申請及び承認期間は、令和7年4月(または20歳の誕生月)から令和8年3月までとなります(申請日において過去2年1か月前まで遡って申請できます)

▼継続申請:前年度に学生納付特例が承認され、今年度も引き続き同一の学校に在学期間がある方には日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されます(※)。申請書に必要事項を記入していただき、返送していただくことで申請が行えます。

※在学する学校等が変わった方については、ハガキ形式の申請書では申請を行えません。また、前年度に申請された時期によっては、ハガキ形式の申請書が送付されない場合がございます。これらの場合には改めて窓口、またはマイナポータルにて申請をしてください。

《要予約》マイナンバーカード手続きのための特別開庁

日4月19日(土) 9時~12時

マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います(無料)。

平日の業務時間内のご来庁が難しい方は、この機会をぜひご利用ください。

お電話での予約をお願いします。

※特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

福祉課からのお知らせ

問 TEL0493-62-0716

令和6年度住民税非課税世帯に対する給付金について(1世帯3万円)(R7.3月号訂正)

令和6年度住民税非課税世帯を対象に、1世帯あたり3万円の給付金が支給されます。

対住民税均等割非課税世帯

令和6年12月13日時点で嵐山町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外)

○受給方法

①対象世帯のうち、すでに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)、物価高騰対応重点支援給付金(新たに非課税等)を受給した世帯で、令和6年1月2日から12月12日までに転入した方がいない世帯等、支給要件を満たすことが確認できる世帯には、支給についてのお知らせをお送りし、4月25日以降に前回受給した口座に振り込みます。

②住民税非課税世帯のうち①以外の世帯には、町から確認書を発送しましたので確認書の内容を確認の上、同封の返信用封筒にて返送してください。返信期限は、5月30日です。

③世帯員の中で、未申告の方や令和6年1月2日以降に転入された方が居る場合は、確認書が送付されませんので、別途申請が必要です。申請期限は、5月30日です。

難病患者見舞金を支給します

対

▼今年度申請していない方

▼申請時点で町に引き続き1年以上住民登録がある方で、保健所で特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証を交付されている方。ただし、障害者支援施設等に入所されている方、特別障害者手当、在宅重度心身障害者手当等を受給されている方は支給対象外となります。該当される方はお早めに申請してください。

見舞金額 年額5、000円

持参するもの 特定疾患等医療受給者証の写し、通帳等(振込先口座番号等が分かるもの)

申請期日 令和8年3月31日まで

地域福祉人材育成助成金を交付します

町では、福祉の分野に理解と熱意を持つ人材を確保・育成し、地域福祉の充実を図るため、福祉に係る資格を取得し、介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に勤務する方に対し助成金を交付しています。交付要件に該当する方は申請してください。

助成額及び交付要件

○5万円

①事業所での勤務経験のない方で、対象となる資格のいずれかを取得し、新規に対象となる所在地にある事業所で勤務を開始された方

②対象となる資格のいずれかを有し、事業所での勤務経験のある方が、結婚、育児、病気等の理由により3年以上の離職期間を経て、対象となる所在地の事業所で勤務を開始された方

○3万円

▼対象となる所在地の事業所に勤務される方で、自己の技能向上のために、対象となる資格を新たに取得された方

※助成金の申請は、1人1回を限度とします。ただし、自己技能向上のため、新たに資格を取得された場合は、その都度3万円が支給となります。

対次の条件の全てに該当する方

①助成金申請日において嵐山町に住所がある方

②町税等を滞納されていない方(同一世帯に属する方も含む)

③助成金申請日において、対象となる所在地の事業所に勤務されている方

対象となる資格 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士、手話通訳士、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者

【対象となる事業所所在地】

嵐山町、東松山市、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

【申請】 勤務を開始した日(資格取得については、資格を取得した日)から1年以内に申請してください。申請用紙は役場福祉課に用意してあります。また、町ホームページからも取得できます。